

## 浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、人権が尊重され、多様な個性や価値観を認め合い、誰もが地域の中で生き生きと暮らし共に支え合う社会の形成を図ることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的及び精神的に協力し合うことを約した二人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二人の者が、市長に対し、パートナーであることを誓うことをいう。

### (宣誓の対象者)

**第3条** 宣誓をすることができる者は、宣誓をしようとする日（以下「宣誓日」という。）において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - ア 双方又は一方が市内に住所を有していること。
  - イ 双方が市内に住所を有していない場合にあつては、双方又は一方が3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 双方に他の一方以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (5) 双方が近親者（直系血族、3親等以内の傍系血族（養子と養方の傍系血族を除く。）又は直系姻族の関係（親族関係又は姻族関係が解消された後の関係を含む。）をいう。）でないこと。ただし、同性間でパートナーシップに基づく養子縁組をしている者同士を除く。
- (6) 双方が第11条第1項の規定による取消しを受けたことがないこと。

### (宣誓の方法)

**第4条** 宣誓をしようとする者（以下「宣誓予定者」という。）は、浦安市パートナーシップ宣誓書（別記第1号様式。以下「宣誓書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第2号アの要件に該当する場合にあっては、住民票の写し（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。）。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これに相当する書類によることができる。
- (2) 戸籍の全部事項証明書又は謄本（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。）。ただし、宣誓予定者の双方又は一方が外国籍であるときは、在日本大使館等の外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書若しくは独身証明書又はこれに相当する書類（外国語で作成されたものである場合は、日本語訳文を添付すること。）とする。

2 宣誓予定者（前条第2号アの要件に該当する者に限る。第7条第5項において同じ。）は、本市とパートナーシップ・ファミリーシップに関する制度に係る都市間連携に関する協定を締結した地方公共団体（以下「協定締結都市」という。）において、第7条第1項に規定する浦安市パートナーシップ宣誓書受領証に準ずる証明書（以下「受領証類似証明書」という。）の交付を受けている場合には、前項第2号に規定する書類に代えて宣誓書に当該受領証類似証明書の写しを添えて、当該受領証類似証明書を提示することにより、市長に提出することができる。

（本人確認）

**第5条** 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、宣誓予定者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が提示することを認めた書類  
（通称の使用）

**第6条** 宣誓予定者は、宣誓書において、戸籍簿に記載された氏名と併せて氏名に代わるものとして社会生活上日常的に使用している呼称（以下「通称」という。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称の使用を希望する宣誓予定者は、第4条に規定する書類を提出するときに、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが

確認できる書類を提示するものとする。

(子の記載)

**第6条の2** 宣誓予定者は、一方又は双方に未成年の子（実子又は養子に限る。以下「子」という。）がいるときは、当該子を宣誓書に記載することができる。この場合において、宣誓書に記載する子が15歳以上であるときは事前に当該子の同意を得なければならない。

2 宣誓書に子の記載を希望する宣誓予定者は、第4条の規定により宣誓書を提出する際に、併せて当該宣誓予定者の子であることを証明する書類を市長に提出するものとする。

(受領証の交付)

**第7条** 市長は、第4条に規定する書類の提出があったときは、当該書類を確認の上、浦安市パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式及び別記第3号様式。以下「受領証」という。）を交付するものとする。ただし、第3条第2号イの要件に該当する者については、浦安市パートナーシップ宣誓書受付票（別記第4号様式。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項ただし書の規定により受付票の交付を受けた者から、宣誓日の属する月から3か月後の当該宣誓日の応当する日までに当該受付票及び市内への転入を証する住民票の写し（市長が特に必要と認める場合は、これに相当する書類）の提出があったときは、受領証を交付するものとする。

3 前2項の場合において、第6条第1項の規定により通称を使用したときは、戸籍簿に記載された氏名と併せて通称を受領証に記載するものとする。

4 第1項及び第2項の場合において、前条第1項の規定により子の記載をしたときは、当該子の氏名を受領証に記載するものとする。

5 市長は、宣誓予定者が第4条第2項に規定する方法による宣誓を行い、受領証を交付したときは、当該受領証を受けた者の同意を得た上で、当該協定締結都市に対し、受領証を交付した旨を通知するものとする。

(受領証の再交付)

**第8条** 前条第1項及び第2項の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、次に掲げる理由により受領証の再交付を希望するときは、浦安市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 受領証を紛失したとき。
- (2) 受領証を毀損し、又は汚損したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

2 市長は、前項の規定により受領証の再交付の申請があった場合であって、当該宣誓書が第12条に規定する保存期間内であるとき（同条ただし書の規定により当該宣誓書を廃棄したときを除く。）は、宣誓者に対し受領証を再交付するものとする。

（宣誓書記載事項の変更）

**第9条** 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合（次条各号に掲げる場合を除く。）は、浦安市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（別記第6号様式。以下「変更届」という。）に、その事実を証する書類及び受領証を添えて市長に提出しなければならない。ただし、15歳以上の子の記載を追加又は削除する場合にあっては、事前に当該子の同意を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓書に記載された15歳以上の子は、当該子の記載を削除する場合は、事前に宣誓者の同意を得て、変更届に当該宣誓者に交付した受領証を添えて、市長に提出することができる。この場合において、当該子は、第5条各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

3 市長は、変更届の提出があった場合（子の記載を追加又は削除する場合に限る。）であって、当該宣誓書が第12条の規定により保存されているときは、当該宣誓書に係る宣誓者に対し、受領証を再交付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、宣誓者が協定締結都市において協定に基づく手続を行い、宣誓書の記載事項の変更が必要となった場合に当該協定締結都市からその旨の通知があったときは、変更届の提出があったものとみなす。

（受領証の返還）

**第10条** 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合は、浦安市パートナーシップ宣誓書受領証返還届（別記第7号様式）に、受領証を添えて市長に提出しなければならない。ただし、紛失その他の事情により当該受領証の返還が困難である場合は、添付を要しない。

- (1) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) パートナーシップが解消されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 前項の規定にかかわらず、本市に住所を有する宣誓者が協定締結都市に転出し、当該協定締結都市において協定に基づく手続を行い、前項第1号に該当することとなった場合に当該協定締結都市からその旨の通知があったときは、前項の届出及び受領証の返還があったものとみなす。

(受領証明の取消し等)

**第 1 1 条** 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付（再交付を含む。）を受けた場合又は受領証を不正に使用した場合は、宣誓書の受領の証明を取り消すことができる。

2 前項の規定により宣誓書の受領の証明を取り消された者は、直ちに受領証を市長に返還しなければならない。

(宣誓書の保存)

**第 1 2 条** 市長は、宣誓書を浦安市公文書管理規則（平成13年規則第54号）に基づき長期保存するものとする。ただし、次に掲げる場合は、これを廃棄するものとする。

(1) 第 7 条第 2 項の規定による受付票等の提出がされなかった場合

(2) 第10条の規定による届出を受けた場合

(補則)

**第 1 3 条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この告示は、令和 5 年 3 月 8 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定は、施行日以後に宣誓をした者に係るパートナーシップの宣誓について適用し、施行日前に宣誓をした者に係るパートナーシップの宣誓については、なお従前の例による。